



# 事業主のみなさまへ – 協会けんぽ島根支部からのお願い –



**資格を喪失された方の保険証は  
速やかに回収のうえ返却をお願いします！**

島根支部の「資格喪失後一か月以内の保険証回収率」は、皆様のご協力により「**96.7%**」となりました。

しかし、無効となった保険証の誤使用（無資格受診）により「**約2,000万円**」もの**不適正な支出**が発生しています。  
(平成30年度)

- ◆無資格受診のほとんどは、**資格喪失後3週間以内**に発生しています。  
(1週間以内：50% 1～2週間以内：30% 2～3週間以内：10%)
- ◆上記不要な支出は、被保険者であった方に返還を求めています。なかなか返還に応じていただけない方もおり、**数度の催告や法的措置にまで至るケース**もあります。無資格受診の発生防止に何卒ご協力をお願い申し上げます。
- ◆退職等により健康保険の加入資格が喪失となる従業員の方には、**必ず次の3点をお伝えいただき**、保険証の回収及び適正使用にご協力いただきますようお願いいたします。

**1** 現在お使いの保険証は「**退職日の翌日**」から**無効**になります。

ご家族（被扶養者）の保険証も、同様に退職日の翌日から無効になります。

**2** 無効となった保険証は「**事業所へ速やかにご返却**」ください。

回収した保険証は、資格喪失届・被扶養者異動届に添付のうえ、日本年金機構（広域事務センター）へ提出をお願いします。  
特に、遠方にお住まいのご家族の保険証は忘れがちですのでご注意ください。

**3** 「**新たな健康保険の加入手続き**」を速やかにしてください。

資格喪失される方向けのリーフレットにご案内があります。

**Q.** 退職後すぐに医療機関へ受診の予定があるが…

- A.** 保険証が使用できるのは退職日当日までです。  
退職日翌日以降は有効な保険証として使用はできません。  
速やかに次保険への加入手続きを行うようご案内ください。

《事業所担当者様へお願い》

退職された従業員様が国民健康保険へ加入の手続きを行う場合は、市役所・町村役場で、加入していた健康保険の資格喪失日（退職日）が確認できるものの提示を求められます。必要に応じ、「離職証明書」や「資格喪失（退職）証明書」、「資格喪失確認通知書のコピー」などをお渡し願います。

**Q.** 次の保険証が来るまでの間は（やむを得ず）使用したら…

- A.** 医療機関からの請求に基づき無資格受診は約3カ月後に判明します。  
その後に協会けんぽから返還請求→金融機関等で納付→返還した額をご自身で次の健康保険へ再請求（療養費の請求）をしていただく手続きが生じます。  
（無効な保険証の使用は医療機関にもご迷惑がかかりますので、ご注意ください。）

**Q.** 保険証の返却が遅れる場合はどうすればいいの？

- A.** 「資格喪失届等」に保険証の添付ができず「返不能」として届出される場合は、従業員の方の連絡先をご記載ください。  
後日、日本年金機構及び協会けんぽから、直接本人へ保険証の無効と返却のお知らせを送付し、保険証の返却を求めています。

【ご確認ください】

- ◆ **医療機関の窓口では、保険証の有効・無効の判断はできません。**  
「提示した時になにも言われなかったので大丈夫」というのは誤りです。退職後や扶養からはずれた後は、新たに加入手続きを行って発行された保険証を提示しましょう。
- ◆ **退職後に任意継続健康保険の加入手続きをされた方**には、任意継続専用の新しい保険証が発行されます。在職中に使用していた保険証は無効となりますので返却が必要です。
- ◆ **定年再雇用などで同日付の資格喪失届・資格取得届を行った場合**にも、新たな保険証が発行されます。資格を喪失した保険証は返却してください。

【お問い合わせ先】

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階  
全国健康保険協会島根支部 レセプトグループ  
電話 0852-59-5197

協会けんぽ島根

検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/>